## 工事名

埼玉県浦和競馬組合

野田きゅう舎第1走路表層砂敷替工事

## 仕 様 書

- I 工事概要
  - 1. 工事場所 さいたま市緑区上野田696
  - 2. 工事種目 改修工事
  - 3. 工事内容 第1走路表層砂の敷替え (25,020㎡) 、既設表層砂の撤去、 路盤不良箇所の部分補修、不陸調整、新砂の敷均し
  - 4. エ 期 令和5年契約日から令和6年3月31日まで

本工事は施設を使用しながらの工事となります。

- - 1. 共通仕様
  - (1)図面、特記仕様書及び現場説明書(現場説明に対する質問回答書を含む)に記載されていない事項は、

すべて、埼玉県土木工事共通仕様書、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」

及び「公共建築工事標準仕様書」による。

- (2)「監督職員」は「監督員」に読み替える。「監督員」とは契約書に規定する監督員をいう。
- (3) 設計図書の優先順位は次のとおりとする。
- 1 現場説明書(現場説明に対する質問回答を含む)
- 2 特記仕様書(図面に記載された特記事項を含む)
- 3 図面
- 4 公共建築改修工事標準仕様書
- 5 公共建築工事標準仕様書
- 2. 特記仕様
- 1 一般共通事項
- (1) 発生材の処理は場外搬出適正処理とする。
- (2)施設管理者と十分に打ち合わせて、工程表及び施工計画書を提出すること。
- (3)建設機械は原則として、環境対策型とする。
- (4) 既存施設を破損した場合は請負者の負担にて、現状復旧のこと。
- (5) 工事書類について、原則として埼玉県建築工事実務要覧に準ずること。
- (6) きゅう舎地内での工事となるため、騒音工事や、資材搬入など、きゅう舎業務に影響のないように配慮すること。
- (7) 工事中の火災又は第3者への災害に対し、保証すること。
- (8)調教時間帯(概ね午前9時30分まで)は、工事作業は行えない。
- 2 仮設工事
- (1) 工事用電気、水道は原則として施設利用できない。
- (2) 工事エリアを明確にし、安全対策を十分にとること。
- (3)放牧場、追馬場等の走路内施設の利用者に注意すること。
- 3 表層砂敷替工事
- (1) 既設表層砂撤去後、路盤の状況を確認し、不具合部分は補修を行う。施工範囲については監督員と協議すること。
- (2)表層砂は完全に撤去するとともに清掃を十分に行うこと。(路盤付着砂を含む)
- (3)レベル調査及び測量を実施し、報告書を提出すること。
- (4)表層砂は厚さ8㎝均等に敷き均し、ラチ下についても行うこと。(雑草などの処理を含む)
- 4 その他
  - (1)各種申請手続きが必要な場合は、請負者にて行うこと。
  - (2) 撤去解体処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令を遵守すること。
  - (3) 工事外の既存部分に影響を与えないようにするとともに、工事期間中は施設管理者や厩舎関係者等との調整を図ること。
  - (4) 工事施工時間は、馬の調教や飼養管理等の支障とならないよう調整すること。
- (5)現場施工日については、競馬開催日程等の都合により施工できない期間があるので注意すること。
- (6) その他疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

